

研究倫理ガイドライン

「目的」

本指針は、日本通信教育学会員（以下「会員」という）の研究活動・結果の公表にかかわる、研究の倫理的な在り方を示すものである。また、学会を研究発表や議論を行う場とし、すべての学会員が、人権を尊重し、問題が発生した場合、速やかにこれを解決することを目的とするものである。

「研究活動」

- ・会員は、学問水準の維持向上に努めるのみならず、自らの研究活動に倫理的責任を持たなければならない。
- ・会員は、研究者あるいは教育実践者として、新旧の先行業績を探索し、当該業績を尊重し学界の研究水準の維持・向上に努めなければならない。
- ・個人・団体・賛助会員から構成される学会の特長を活かし、相互に協力し学界の研究の発展に努めなければならない。
- ・会員は、研究活動の遂行にあたり、研究協力者（調査対象者を含む）の個人情報あるいは秘匿情報が守られるよう、配慮しなければならない。
- ・会員は、研究活動の遂行にあたり、他者の研究成果を剽窃したり、調査データおよび結果などを改竄、捏造したりしてはならない。
- ・会員は、事例研究の遂行にあたり、研究協力者に研究目的や研究成果の利用等について事前に説明を行い、研究協力者の同意を得なければならない。

「成果の公表」

- ・会員は研究過程および結果の公表にあたって、研究協力者から同意を得なければならない。また、研究協力者から請求があった場合、事前に公開内容を研究協力者に開示しなければならない。
- ・会員は、他会員の研究成果を誹謗中傷してはならない。
- ・学会で成果発表する場合、および「研究論集」に投稿・掲載する場合、他者の人権および著作権の侵害となる行為をしてはならない。

「人権の尊重」

- ・会員は研究活動の遂行にあたり、他会員および研究協力者、ならびに研究結果が影響する人の人権を尊重しなければならない。
- ・会員は別紙に記載する「ハラスメント」に関するガイドラインを遵守しなければならない。

ハラスメント防止に関するガイドライン

「基本方針」

ハラスメントは、人としての尊厳を侵害する行為であり、人格権に対する侵害である。こうした行為は、学会における研究者の平等且つ自由な研究環境を享受する権利に対する著しい侵害でもある。本学会は、このような人権を侵害する行為であるハラスメントを決して容認しない。

会員は、ハラスメント等の人権侵害行為をしてはならない。また学会はハラスメントの排除と防止に協力しなければならない。

「ハラスメントとみなされる行為」

ハラスメントとは、意識的であることはもちろん、意識的でなくとも、ある特定の個人またはその他の個人に対し、優位性等を踏まえ、不当な言動により相手方を不快にし、脅威・屈辱感・不利益を与え、研究活動の環境を悪化させる人権侵害であり、注記に代表的な行為を示すが、その他のハラスメント行為も本ガイドラインの扱いとする。

「ハラスメント行為に関する問題解決」

学会はハラスメントに関する問題が発生した場合、その問題を解決し、再発防止に努めるために以下の流れに即して行動しなければならない。なお、ハラスメントに関する申立者及び被申立者は学会員であり、申立内容は学会活動に関するものとする。

- ① ハラスメント担当者はハラスメント行為を受けた人から「申立書」を受理する。
- ② 学会理事会は、調査が必要だと判断した場合、「調査委員会」を設け、調査委員長を指名する。
- ③ 調査委員会は案件ごとに随時設置することとし、委員会の構成や任務等は委員長を中心に決定する。
- ④ 調査委員会は調査結果をまとめ、理事会に報告し、理事会は学会としての対応を申立者に通知する。

注)

○セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動により、心身を不快や不安な状況に追いこみ苦痛を与えることをいう。性的な言動とは、強制わいせつ行為、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触れること、性的な内容の噂を流すこと、性的な事実関係を尋ねること、わいせつな文書・写真その他の性的な情報を意図的に公開したり送信したりすること、わいせつな会話・冗談をいうこと、ジェンダーによって不当な扱いをすること等である。

○アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、上位・優位にある者が、その立場や権限を利用し、または逸脱して、下位にある者や指導を受ける者の学習・研究意欲および学習・研究環境を著しく阻害する不適切な言動をいう。不適切な言動とは、正当な理由なく指導を怠ったり、研究テーマを強制したり、文献・機器類等の使用を制限したりすること、研究成果を正当に評価しないこと、研究成果を搾取すること等である。

○パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、地位・立場や人間関係等の優位性を背景に、業務や指導等の適正な範囲を超えて、身体的・精神的苦痛を与える行為、または環境を悪化させる行為をいう。具体的には、暴行・傷害等の身体的な攻撃をすること、脅迫・名誉毀損・侮辱・暴言等の精神的な攻撃をすること、隔離・仲間外し・無視等の人間関係からの切り離しをすること、業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制や仕事の妨害等をすること、職務上必要な情報を意図的に伝えないこと、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた仕事を命じること、私的なことに過度に立ち入ること、私的な使役や負担を強制すること等である。